

入間市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 条例改正の理由

市内に2つある市営プールについては、老朽化が著しく修繕等を重ねながら利用しており、利用状況等を基に今後の市営プールのあり方を検討するため、平成29年6月、入間市スポーツ推進審議会に諮問を行い、平成31年2月、市営プールを一つに統合するとの答申を受けました。この答申内容を踏まえ、令和4年3月、中央公園プールは令和4年度をもって廃止することを市の方針として決定しました。

また、中央公園テニスコートについては、令和5年2月までを工期としてクレーから砂入り人工芝とする改修工事を実施しています。この改修により、冬季（12月～2月）の使用できない期間がなくなり通年での利用を可能とし、利用者の利便性の向上を図るものです。なお、市内体育施設の運動公園テニスコートは砂入り人工芝としており、同審議会への諮問・答申を経て平成22年4月からテニスコート使用料の増額改定を行っていることから、同様に、今回の改修後の中央公園テニスコートの使用料について、受益者負担の適正化のため、使用料算定を行った結果に基づき増額改定するものです。

2 条例改正の内容

中央公園の体育施設について、プールを廃止するとともに、テニスコートの改修により同施設を通年使用とし、併せて受益者負担の適正化のため使用料を改定するものです。

※使用料の改定（テニスコート使用時間の基本となる2時間当たり）

【改正前】 300円 【改正後】 600円

3 施行日

令和5年4月1日から施行します。なお、使用料については、令和5年4月1日以後の使用に係る使用料について適用します。